

令和元年度第1回佐久市無居住家屋等対策協議会 議事録

日時：令和元年8月26日（月）午前10時30分から11時30分

会場：佐久市役所 5階501会議室

- 1 開会
- 2 委嘱書交付
- 3 会長挨拶
- 4 自己紹介
- 5 副会長選任

副会長に長野県建築士会佐久支部の柏木邦彦氏が再任。

- 6 協議事項

- (1) 特定空家等候補19件の対応状況について[資料1、資料1-1~19]
平成30年7月31日開催の協議会にて説明した特定空家等候補19件の対応状況を報告し、今後の対応方針について説明。
資料1及び資料1-1~19については、個人情報保護の観点から非公開。

《質疑》

[委員]

資料1-5の相続人の居住地は把握しているのか。

[事務局]

県外に居住している。

[委員]

被害が出た場合の責任の所在はどうなるのか。

[事務局]

空き家の所有者等が責任を負う。

[委員]

資料1-13は実際に被害が出ているが、所有者が責任を取っているのか。

[事務局]

空き家の所有者等が対応している。

[委員]

早期の対応を促すために取っている方法はどのようなものがあるか。また、期限などを切っているのか。

[事務局]

法的に決められた期限はないが、期限を切って対応依頼文を発送している。

[委員]

住民は早急な除却を望んでいる。早急に対応できるシステムを構築してほしい。

[事務局]

対応がなされていない空き家については、特定空家等に認定し、段階を踏み、最終的には行政代執行を行うことができるが、費用の回収などの問題がある。

[委員]

特定空家等に該当するような空き家の所有者は意識が薄いので、粘り強い対応をお願いしたい。

接道が狭い場合、除却後の土地を市で道路用に購入することはあるのか。

[事務局]

建築基準法により、新たに建築行為があった場合は対応する。

[委員]

空き家問題について、専門職の委員に考えを伺いたい。

[建築士会]

空き家に対して、災害時の応急危険判断は行うが、通常時の個人の案件は行政で対応するものとする。

[宅地建物取引業協会]

売却できる空き家であれば対応できるので、特定空家等のような状況になる前に予防していく必要があるが、現状では宅地建物取引業協会が能動的に空き家の所有者へ話をしていくのは難しい。

[司法書士会]

相続登記推進活動を行っている。相談者の傾向として、地元とのつながりが薄れている相続人は、家や土地を相続したくないと考えている人が多い。

[委員]

周りにも相続をしていない人がいる。当事者の意志に任せるのではなく、相続手続きを後押しする制度がないのではないか。

[事務局]

固定資産通知に空き家管理のチラシを同封し、周知している。また、空き家情報パンフレットの作成を検討している。

(2) 空き家と思われる建物の増減数について[資料2]

当初調査を行った平成28年3月からの空き家と思われる建物の増減数を報告し、市民からの情報提供や水道の閉栓情報を基に空き家の把握を行っていることを説明。

(3) その他

ア 空き家情報の外部提供制度について

空き家の所有者等の同意を得て、空き家バンクや不動産業者等への情報提供制度の導入を検討していることを説明。

イ まちづくり講座等による講演会の実績について[資料3]

空き家管理の周知のための講演会の実績について、平成30年8月1日から令和元年8月26日までに4回開催したことを説明。

《意見》

[委員]

空き家を探している人はたくさんいるので、空き家バンクとの連携を行ってほしい。また、所有者不明の物件については、税務課と連携して調査を行ってほしい。

[事務局]

先ほど説明したとおり、外部に情報提供を行えるような制度の導入を検討している。委員からの意見のように、庁内の連携を強めていく。

7 閉会